

ベース・レジストリと制度的課題

2024年5月27日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背景：

これまでの検討会（デジタル臨時行政調査会、同作業部会、デジタル関係制度改革検討会）での議論を踏まえ、第213回国会に法案を提出し、衆議院で可決いただき、現在、参議院で審議中であるところ。

今後政府が公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、関係行政機関はその計画に基づき公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等を進めていくにあたっては、関係行政機関の具体的な責務を決める必要がある。

また、変更届出に関する特例（変更届出のみなし制度）の運用にあたっては、情報交換システム等のシステム整備に加えて、下位法令の整備が必要である。

本日議論いただきたい課題：

そのため、本日、以下の案についてご議論いただきたい。

1. ベース・レジストリの整備における関係行政機関の役割（案）
2. 変更届出に関する特例についての下位法令の規定方針（案）

1. ベース・レジストリの整備における 関係行政機関の役割（案）

デジタル社会形成基本法等の一部改正法案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出（ワンスオンリー）とすることや複数の手続が一カ所で実現（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、行政機関等が保有するデータの品質の確保を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である本人確認を簡易に行う仕組みであるマイナンバーカードの利便性向上を図ることが必要。

データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等のデータの品質の確保のための措置を講ずる旨を規定。【第34条】
- ・重点計画の記載事項に「データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策」を追加。【第39条】

国によるデータベースの整備やデータ連携の促進（デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ的確なデータ連携のため、データの品質の確保の措置について定める旨を規定。【第4条】
- ・政府は「公的基礎情報データベース整備改善計画」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。【第19条・第20条】
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする。【第12条～第14条】
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする。【第20条】

データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の公的基礎情報データベースを効果的に整備する観点から、国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加。【第11条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第21条】

- ・データ連携促進等の観点から、情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加。【第51条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第57条】

マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置（マイナンバー法）

特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨を規定。【第6条の2】

次期マイナンバーカードの導入に必要な措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。【第2条・第16条】

マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。【第2条・第16条・第18条の2～第18条の4】

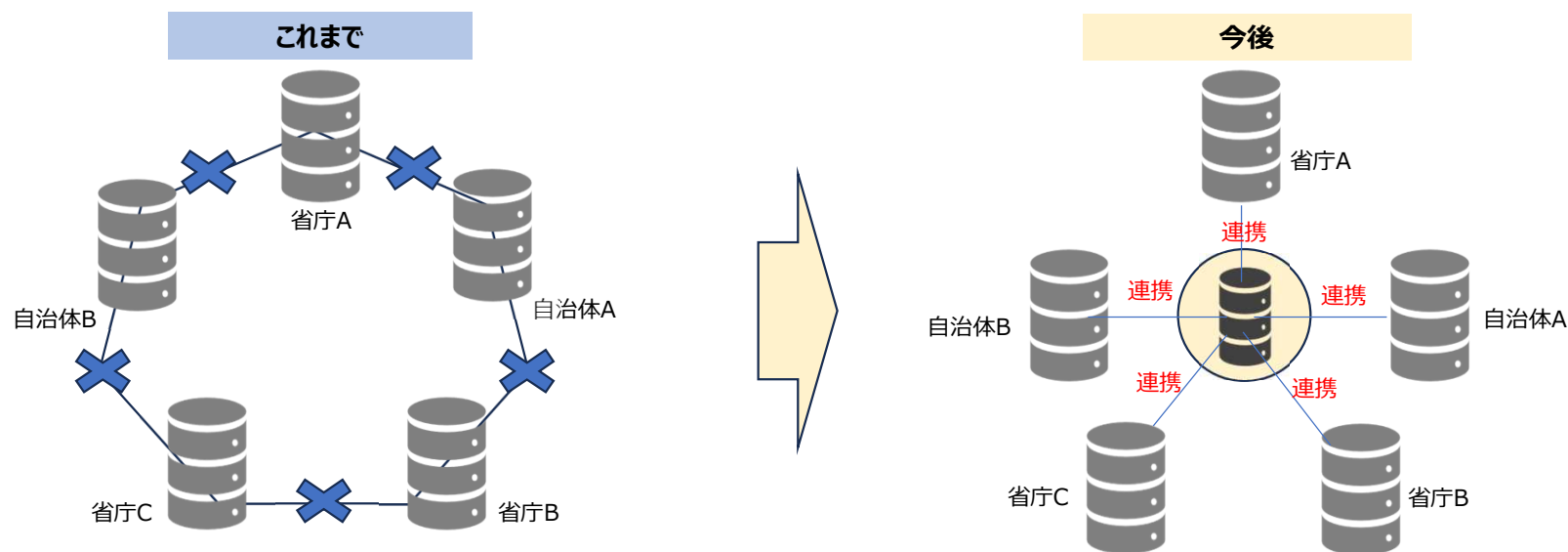
※上記のほか、マイナンバー法において、表現の適正化のための所要の改正を行う。【別表等】

データの品質の確保の必要性

■ データの品質の確保及びデータの円滑な流通の確保の必要性

- 限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、デジタル・ファースト（デジタルによる手続完結）に加え、**行政機関等が円滑なデータ連携**を行い、手続において一度限りの情報提出（**ワンス・オンリー**）とすることや複数の手続が一カ所で実現（**コネクテッド・ワンストップ**）できる環境整備が必要。
- データ連携が前提となると、一つの行政機関等におけるデータの品質が他の行政機関等に影響するため、行政機関等はより一層その保有するデータの品質の確保（**正確かつ最新の内容に保つこと、データの標準化に係る基準に則ること等**）に取り組む必要があることから、今般、データの品質確保に関する措置を盛り込んだ「デジタル社会形成基本法等の一部改正案」※を国会に提出した。

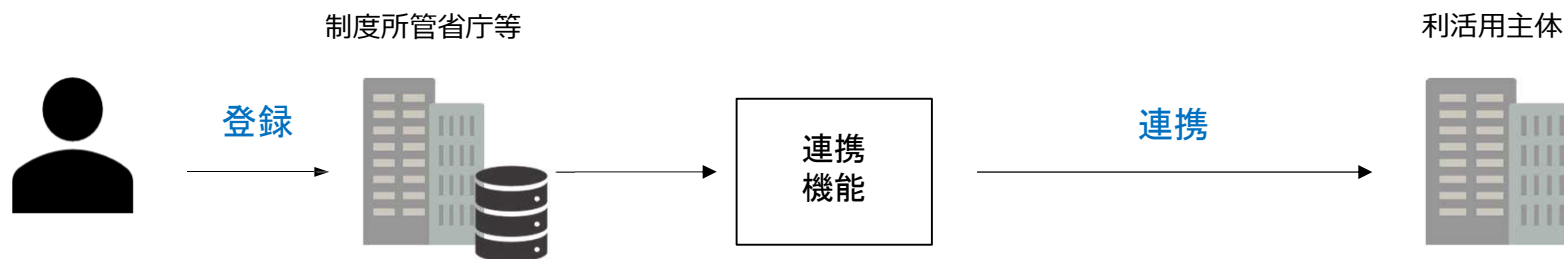
※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案



ベース・レジストリの整備に求められる要件

■ 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に求められる要件

- ベース・レジストリは「国、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる**多数の**手続の**処理の基礎となるもの**の**集合物**であって、**多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索**することができるように体系的に構成したもの」（デジタル社会形成基本法31条）
- 様々な手続において参照されるデータベースであることから、データを**正確かつ最新の内容に保つこと**に加え、**多様な主体が電子計算機を用いて利用するために、データの標準化に係る基準に則ること**や**可用性（常時利用できること）**等も確保する必要。
- このため、デジタル社会形成基本法等の一部改正法案においては、**公的基礎情報データベースの整備及び改善にあたって、データの品質の確保についても取り組むこと**としている。



関係行政機関の役割（案）

1. データの品質の確保

- 品質が確保されていないデータを受け取ると、データの検証、変換、補完、突合等の処理（データクレンジング）を行い、データを整えるコストがその都度かかることになり、結果として、社会全体での経済損失につながることから、上流工程においてデータの品質を確保することが重要。（デジタル臨時行政調査会作業部会 第19回参照）
- そのため、ベース・レジストリの整備にあたっては、**対象データの管理権限を持つ制度所管省庁等**が情報を登録する時点で**データの品質を確保**することが重要。※

※制度所管省庁等においてシステムの更改に相当程度の時間を要する等の事情により、速やかに標準適合性のあるデータの整備を行うことができない場合は、当該省庁等とは別の主体が中間工程において標準適合性のあるデータの整備を行う必要があるが、この場合は、データの標準化に係る知見を有し、情報連携に係る基盤を整備・管理するデジタル庁が例外的に対応を行うも合理的。

2. 円滑なデータ連携のための情報交換システムの整備等

- 円滑なデータ連携のためには、連携を前提とした**データの標準化に係る共通基準を策定**する必要があるとともに、様々な行政機関等の情報システム相互の連携を実現する**情報交換システムの整備**が不可欠。（デジタル社会形成基本法22条）
- 分野をまたいだデータベース間の相互運用性を確保するためのデータの標準化に係る基準の策定**については、制度所管省庁等間の総合調整が求められることから、データの標準化に係る知見を有し、総合調整を行う**デジタル庁**が担うことが適切。※個別の分野内における標準化については、**制度所管省庁等**が検討。
- システム相互の連携のための基盤**については、行政機関等が個別に整備及び管理することは非効率であり、外部連携機能（API）や情報システムに係る専門性を有し、**特定個人情報に係る情報提供ネットワーク**や**国の行政機関が共用するシステムを管理するデジタル庁**が**整備・管理**することが適切。

データの品質における課題と対応方針（イメージ）

1. データの内容に問題はないが、形式等に課題があるもの


- 行政機関によって、文字規格が異なる
⇒法人・不動産に関し、行政で利用する文字規格を整理し、データ整備・連携を実施
【データ標準化に係る基準の策定】
- 行政機関によって、住所・所在地の表記ゆれが存在
⇒正確かつ最新の町字データを整備し、申請等においては、手入力ではなく、当該データを参照してデータを登録することを徹底 **【ベース・レジストリの参照徹底】**

2. データの内容が正確等ではないもの

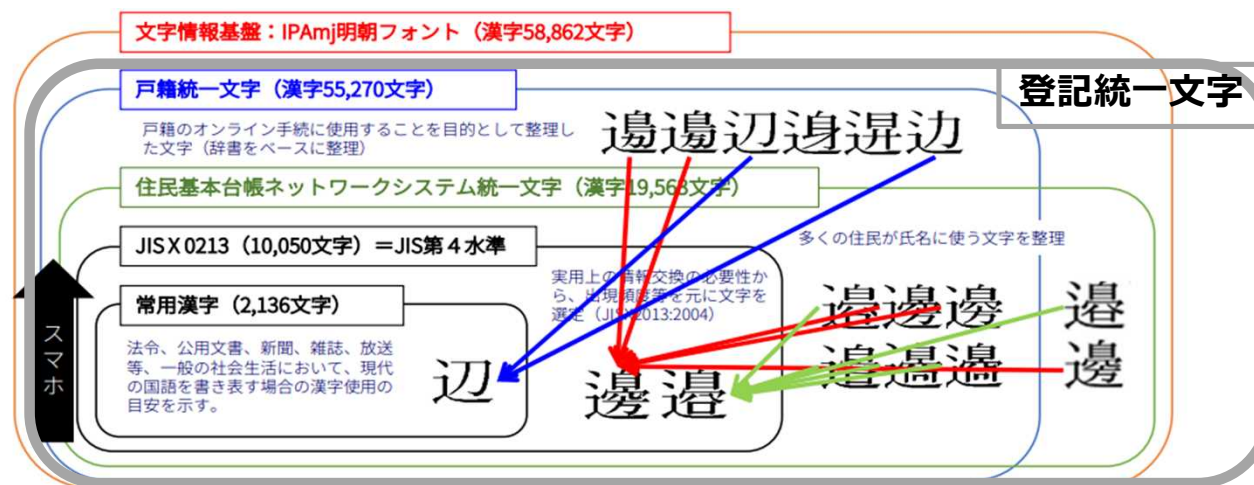
- 住所・所在地や法人名称等において、データの欠落が存在
⇒申請等における誤記を防止するために、手入力ではなく、整備されたベース・レジストリを参照して登録することを徹底 **【ベース・レジストリの参照徹底】**（再掲）
- 法人登記の事項が最新ではない
⇒従来の登記制度に基づく対応に加え、法人の名称、所在地等の変更があった場合に、登記申請のみを求め、他の行政機関等への変更届出を不要とすることにより、法人登記を変更するインセンティブを付与 **【政府全体でのベース・レジストリの品質向上】**
- 不動産登記における地図が正確ではない
→引き続き、登記制度等に基づく地籍調査等の対応 **【制度所管省庁によるベース・レジストリの品質向上】**

文字規格に係る課題への対応方針（イメージ）

データの標準化の基準策定

- データ連携において、データ提供元と利用側のシステムの文字規格が異なると、いわゆる文字化け（「」等と表示される）等が生じてしまう。
- 現在、自治体システム標準化において、自治体基幹業務システムにおけるデータ要件・連携要件（総論）において、「氏名等」に関する規格について、デジタル庁・関係省庁で検討しているところであるが、国の行政機関等のシステムにおける、登記関係の文字についても規格を整理する必要。

<各文字規格と登記関係の文字規格の関係性イメージ>



※JIS X 0213(JIS第4水準)は、最新の情報機器において正確な表記が可能

「文字要件説明資料」（2023年6月30日デジタル庁作成）から一部追記

データ受領側のシステムにおける規格外の文字は文字化け

表記ゆれ、データの欠落に係る課題への対応（イメージ）

町字データの整備

- 住所・所在地情報については、様々な表記揺れ（図参照）が生じているところ、文字情報では紐づけができない。
- データ提供元と利用側のシステムにおいて共通の住所・所在地コードを保持することにより、データ連携が可能となるが、現在、同コードについては未整備。
- 共通コードとしての町字IDの整備について、デジタル庁・関係省庁で検討中。
- 今後、町字IDとともに正確な町字データを整備し、申請等においては、当該データを参照されるように取り組む。

項目		項目	
住所	東京都千代田区霞が関...	住所	東京都千代田区霞ヶ関...
住所	浦安市舞浜2丁目1番1号	住所	浦安市舞浜2-1-1
住所	浦安市舞浜2番地11	住所	浦安市舞浜2-11

×住所が同一と認識不可

ベース・レジストリの参照徹底

- 申請者に住所・所在地関係のデータを入力させる際は、郵便番号を入力させ、町字データを連携により自動取得することで、誤記や脱字を防止

＜住所・所在地関係データベースの参照イメージ＞

- 郵便番号を入力することで、正確な町字情報が自動取得される ※郵便番号と町字IDが紐づいている状態

整備前（それぞれ入力）

手続き申請

↓

基本情報

所在地	都道府県 (必須)	東京都
	市区町村 (必須)	千代田区
	町名 (必須)	紀尾井町

整備後（一度の入力）

手続き申請

↓

基本情報

郵便番号 (必須)	11111111	町字情報取得
所在地	都道府県	連携
	市区町村	連携
	町名	連携

法人登記の最新性に係る課題への対応（イメージ）

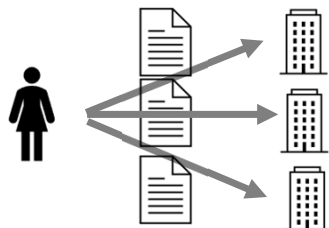
政府全体でのベース・レジストリの品質向上

- 法人の名称、所在地等の変更があった場合に、変更の登記申請のみを求め、他の行政機関等への変更届出を不要とすることにより、法人登記を変更するインセンティブを強化。

許認可等を受けている法人が名称や所在地等を変更した場合

これまでは何度も手続

・名称、所在地等を変更したとき、登記に加え、様々な許認可、届出、認定制度等で届出が必要



今後は手続は一度のみ

・登記を一度変更すれば足りる
(他の行政機関は、データ連携で情報入手)



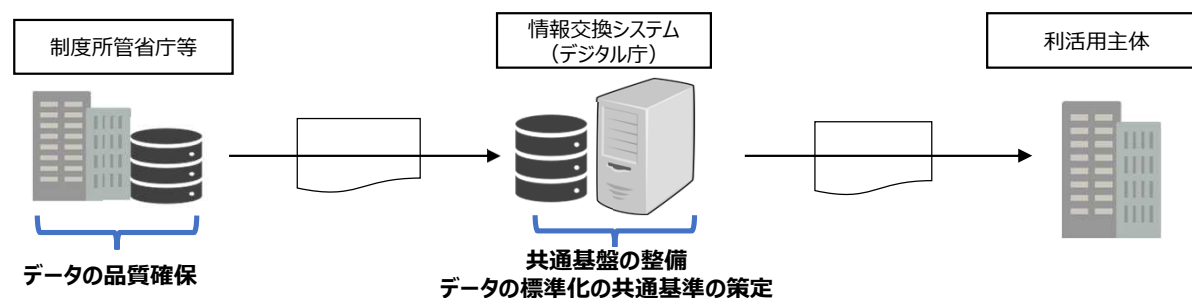
まとめ

1. データの品質の確保及びデータの円滑な流通の確保の必要性

- 限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、デジタル・ファースト（デジタルによる手続完結）に加え、**行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出（ワンス・オンリー）**とすることや**複数の手続が一カ所で実現（コネクテッド・ワンストップ）**できる**環境整備**が必要であり、円滑なデータ連携のためには、行政機関等はより一層その保有するデータの品質の確保が必要

2. 関係行政機関の役割

- 個別のデータの品質の確保**については、データの上流工程において対応することが経済合理的であることから、データの管理権限を持つ**制度所管省庁等**が取り組むことが適切。
- 分野をまたいだデータベース間の相互運用性を確保するためのデータの標準化に係る基準の策定については、制度所管省庁等間の総合調整が求められることから、データの標準化に係る知見を有し、総合調整を行う**デジタル庁**が担うことが適切。
- データ連携のためのシステム基盤については、**デジタル庁**が共通基盤として整備・管理することが適切。



ベース・レジストリのデータの品質

- ベース・レジストリにおけるデータの品質については、ISO/IEC25012 Data quality modelにより、以下の対応が求められるとの議論もなされていたところ。

要件	必要な対応
完全性	抜け漏れのない一貫性のあるデータを提供すること
最新性	収集・提供タイミングに応じてデータを更新し、日次、週次など可能な限り短い間隔で提供し続けること
正確性 標準適合性	不備データが無く、標準に適合した形式でデータが保存されること 不備データが存在する場合は定常的にデータクレンジングを行うこと
可用性 回復性	データのSLA（Service Level Agreement）を定め、共通基盤として提供品質を保てるよう稼働を維持すること

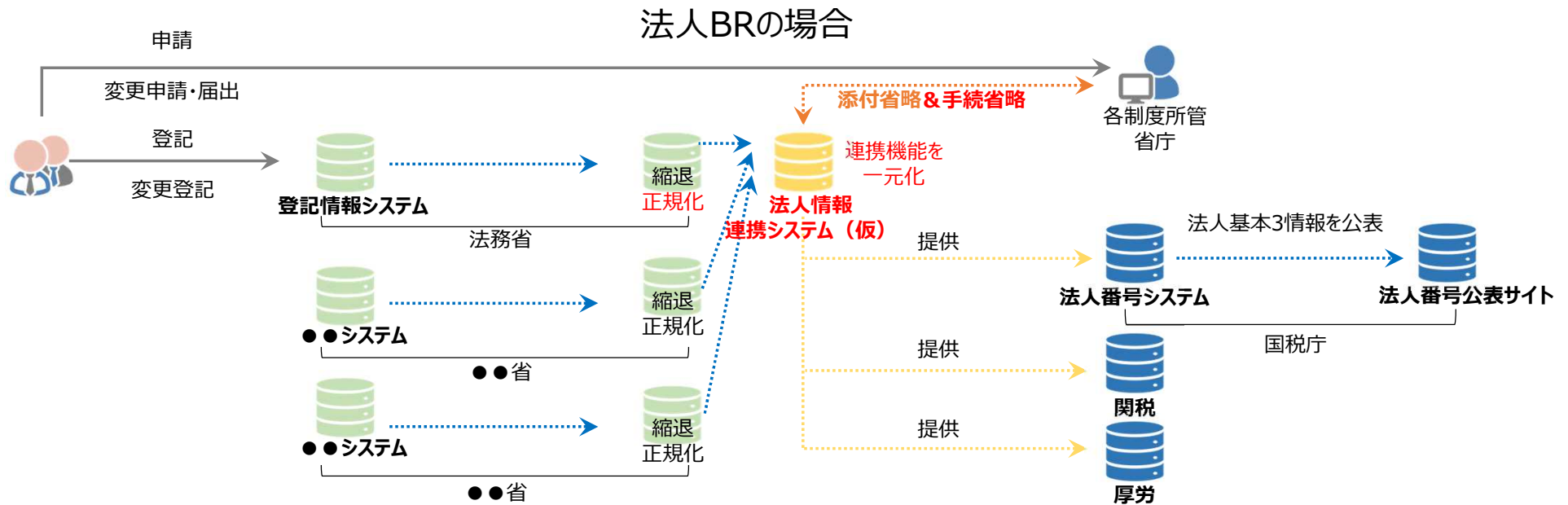
ISO/IEC 25012 Data quality model

No	項目	項目の概要（＝評価の観点）	評価項目例
1	正確性	正確であること	誤字脱字がないか。意味的な誤りがないか
2	完全性	完全であること	用途に応じて必要な項目が網羅されているか。必須項目に空欄が含まれてないか
3	一貫性	矛盾がないこと	データセット内、データセット間で矛盾がないか
4	信憑性	信頼できること	出典元や更新日が明示されているか。改ざん防止策が施してあるか
5	最新性	最新性が維持されていること	更新サイクルが適切か。最終更新日や最新版の有無が確認できるか
6	アクセシビリティ	誰でも利用できること	特殊なファイル形式で公開されていないか。文字セット（常用漢字等）は正しいか
7	標準適合性	標準のルールに適合していること	書式が標準に準拠しているか。選択項目の値は正しいか
8	機密性	機密性が確保されていること	適切なアクセス許可の設定や、暗号化やハッキング対策等を実施しているか
9	効率性	効率的に処理できること	値に重複がないか。一貫性はあるか。半角全角が混在していないか
10	精度	精度が適正に設定されていること	小数点以下の桁数が統一されているか。誤差の許容範囲が一定か
11	追跡可能性	出典元が追跡できること	外部データの出典元が明確か。変更日などの記録があるか
12	理解性	意味を理解できること	利用者に対する説明は適切か。略称は適切か
13	可用性	必要時に利用できること	必要時にいつでもアクセスできるか。公開システムは常時稼働しているか
14	移植性	簡易に移行できること	標準的な形式でエクスポートできるか
15	回復性	早急に復元できること	バックアップが保存されているか。バックアップシステムが存在するか

第6回データ戦略推進ワーキンググループ（2023.2.28）

システム関連図 目指す姿 (案)

- 共通基盤 (API, 認証認可等) の範囲については、今後、各省庁で共有するデータの拡張可能性を考慮する必要があるのではないか。
- データ品質の担保は、上流で担うほど、全体最適が実現できるため、一義的には情報源の省庁が担うべき。一方で、データ戦略WGにおける議論も踏まえ、現実論としては、各省庁のシステム更改時期やリソース等の事情に応じて、**過渡期の対応も考える必要がある**のではないか。



文字情報に係る課題

住所・所在地をデータ項目に含む台帳を管理するシステムにおいては、住所管理に係る業務の自動処理を目的として、町字（大字町名・丁目・小字）単位でID管理している場合が多い。現在、誰もが無償で利用可能なデータは存在しないことから、民間事業者等が整備している有償データをシステムに組み込んで運用するか、有償のデータを導入せず独自の運用を行っている。

有償データを導入していない場合は、手入力や手書き情報を機械読み取りを行う際の誤認識等により、表記ゆれが生じており、また、有償データを導入している場合においても、データを提供している各主体の解釈の違いや文字規格の違い等により、各主体のデータ間においても表記ゆれが生じている。

このような状況により、住所・所在地をデータ項目に含む台帳において、台帳間で住所・所在地の表記ゆれが生じていることから、各台帳を住所・所在地等により紐づけようとしたときにうまく紐づかず、台帳間の紐づけの負荷が大きい。

町字単位で生じる表記ゆれ等の事例

【文字の揺れ】

霞が関：霞ヶ関：霞ケ関

四谷：四ツ谷

旅籠町：旅籠町

※送り仮名の揺れ

※送り仮名の有無

※異体字による揺れ

【町字と地番・住居表示の区別が容易ではない事例】

浦安市舞浜2-1-1：浦安市舞浜2丁目1番1号

※町字は「舞浜2丁目」、住居表示実施

浦安市舞浜2-11：浦安市舞浜2番地11

※町字は「舞浜」、住居表示未実施

【文字の誤認がされやすい例】

正：石川県金沢市磯部町八55

誤：石川県金沢市磯部町八55

※カタカナの「八」

※漢数字の「八」

2. 変更届出に関する特例についての 下位法令の規定方針（案）

デジタル社会形成基本法等の一部改正法案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑なデータ連携を行い、手続において一度限りの情報提出（ワンスオンリー）とすることや複数の手続が一カ所で実現（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、行政機関等が保有するデータの品質の確保を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である本人確認を簡易に行う仕組みであるマイナンバーカードの利便性向上を図ることが必要。

データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等のデータの品質の確保のための措置を講ずる旨を規定。【第34条】
- ・重点計画の記載事項に「データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策」を追加。【第39条】

国によるデータベースの整備やデータ連携の促進（デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ確なデータ連携のため、データの品質の確保の措置について定める旨を規定。【第4条】
- ・政府は「公的基礎情報データベース整備改善計画」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。【第19条・第20条】
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする。【第12条～第14条】
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする。【第20条】

データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の公的基礎情報データベースを効果的に整備する観点から、国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加。【第11条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第21条】

- ・データ連携促進等の観点から、情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加。【第51条】
- ・関係業務の主務大臣に、内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。【第57条】

マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置（マイナンバー法）

特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨を規定。【第6条の2】

次期マイナンバーカードの導入に必要な措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。【第2条・第16条】

マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。【第2条・第16条・第18条の2～第18条の4】

※上記のほか、マイナンバー法において、表現の適正化のための所要の改正を行う。【別表等】

変更届出に関する特例の下位法令の対象

- 本特例においては、制度所管の行政機関等の事情を踏まえる観点から、以下の事項等について、デジタル手続法の下位法令で規定することとしている
 - ① 本特例の対象となる範囲（同法第12条）
 - ② 本特例における休日の範囲（同法第13条第1項）
 - ③ 変更届出を行ったものとみなさない適用除外の場面（同法第14条第1項ただし書）
 - ④ 変更届出が行われたものとみなされた旨の通知方法（同条第3項）

① 本特例の対象となる範囲

【下位法令に本特例の対象を規定する趣旨】

- 本特例については、法人による変更届出の代替として、行政機関等が法人に係る登記情報を入手することにより、変更届出を不要とするもの。
- その制度趣旨に沿うか否かについて制度所管の判断が必要であるため、対象届出、届出事項、届出を不要とするために必要な登記情報について、下位法令で定めることとしている。

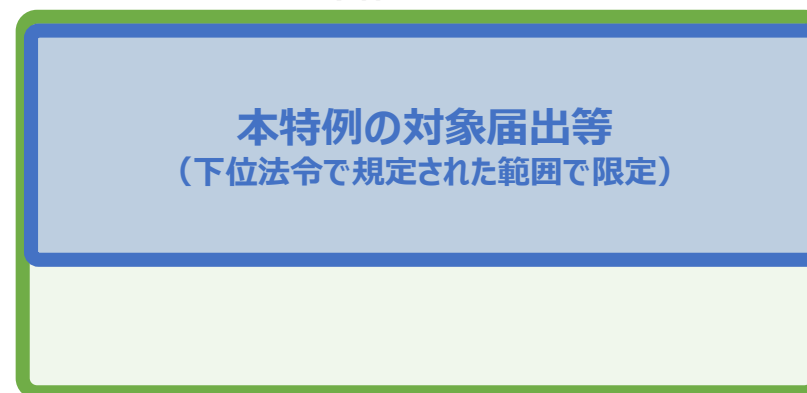
【下位法令の規定方針案】

- 対象届出については、例えば根拠となる法令の条文、届出の内容によって特定を行うことが考えられるため、これらを念頭に規定の在り方を検討していく。
- 届出事項や登記情報については、対象届出との関係性が明瞭となるような規定の在り方を検討していく。

＜現行の届出＞



＜本特例の対象＞



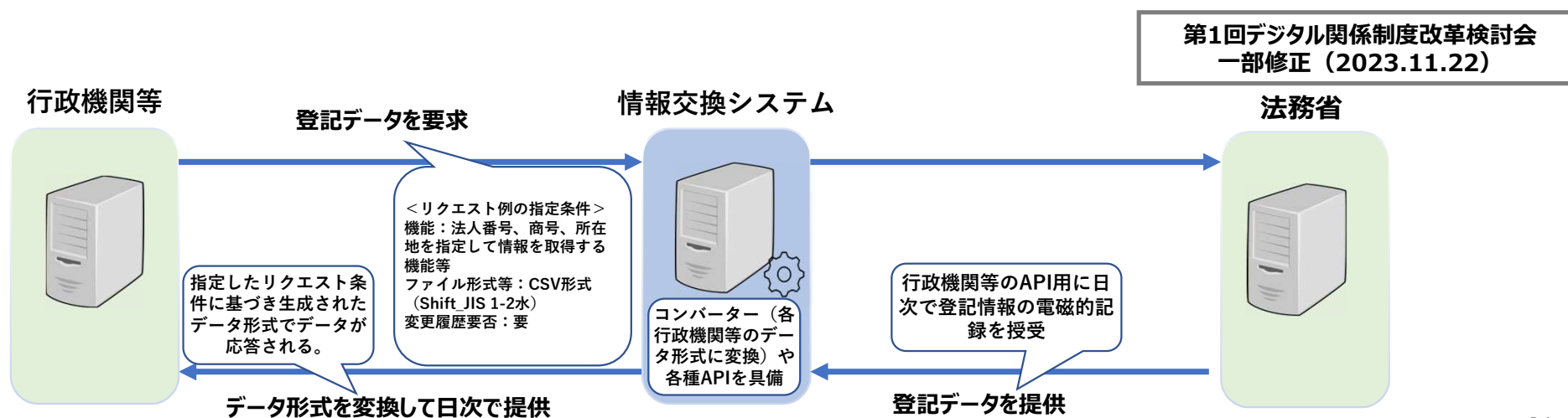
②本特例における休日の範囲

【下位法令に休日を規定する趣旨】

- 本特例では、届出義務違反を理由とする罰則等の厳格な制度にも適応する観点から、休日を除き、当該情報の提供を求め、その提供を求めた日の翌日に変更登記情報を連携することとし、適切な連携の頻度を確保することとしている。
- 休日の範囲については、行政機関等の制度の事情等によって様々であることから、下位法令で定めることとしている。

【下位法令の規定方針案】

- 休日の範囲については、上記の趣旨を踏まえて、適切な連携の頻度を確保して設定することが必要。
- 今後、適切な連携の頻度を達成できる具体的な手法について検討を進めていき、その手法を踏まえて、本特例における休日を整理し、規定のあり方を検討していく。



③ 変更届出を行ったものとみなさない適用除外の場面

【下位法令に適用除外を規定する趣旨】

- 適用除外の事由については、制度所管が登記情報を入手する時点までに実際に法人による届出が行われた場合のほか、制度所管の事情によっては機械的に本特例の適用を行うことが適切でない場合も想定されるため、下位法令で定めることとしている。

【下位法令の規定方針案】

- 例えば震災その他災害が生じている場合のように届出制度の運用を見直す必要が生じた場合などに対応できるよう、規定の在り方を検討していく。

④ 変更届出が行われたものとみなされた旨の通知方法

【通知方法を規定する趣旨】

- 変更届出が行われた場合には、特定法人事項変更届出対象法人に対して安心を与える趣旨で通知を行うことが必要であるとして、通知を行うこととしている。
- 具体的な通知方法については、制度によって活用する情報システムや具体的に把握する連絡先情報が異なり、制度毎に通知方法も異なることから、下位法令で定めることとしている。

【下位法令の規定方針案】

- 本通知は処分通知等によるものではなく、対象法人に確実に到達することまでが求められる性質のものではない。
- 本通知は法人に対する配慮の観点から実施するものであることから、厳格な通知とは異なる様々な方法が考えられ、このような様々な通知方法に対応できるよう、規定の在り方を検討していく。

＜現行の行政機関による通知類型イメージ＞

	通知による効果	方法例	備考
アナログ	①処分又は法律効果に影響があるもの	書留	相手方への到達の確認が可能な方法によることが多い
	②関係者への配慮のために事実を知らせるもの	普通郵便、掲示	①と異なり、到達による法効果等に影響がないため、様々な方法によって行われている。
デジタル	③処分又は法律効果に影響があるもの	情報システムの利用（メッセージ・お知らせ・電子データ送受信機能等の活用）、電子メール	その方法を採用することの了承を取ることもある。
	④関係者への配慮のために事実を知らせるもの	電話、電子メール、インターネット公表	③と異なり、到達による法効果等に影響がないため、様々な方法によって行われている。

参照条文（特定法人事項変更届出に関する特例）①

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（※第213回国会において審議中）

（定義）

第十二条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定法人事項 法人の名称その他の当該法人に係る登記事項であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。

二 特定法人事項変更登記情報 特定法人事項についての変更の登記があった場合における当該変更の登記に係る情報であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。

三 特定法人事項変更届出 他の法令の規定による届出のうち、当該他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されているものであって、主務省令・法務省令で定めるものをいう。

参照条文（特定法人事項変更届出に関する特例） ②

（特定法人事項変更登記情報の求め及び提供）

第十三条 特定法人事項変更届出に関して特定法人事項変更登記情報を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日（次項及び次条第二項において「休日」という。）を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出対象法人（当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないことが規定されている法人をいう。以下この節において同じ。）の法人番号その他主務省令・法務省令で定める事項を通知して、特定法人事項変更届出対象法人に係る特定法人事項変更登記情報の提供を求めるものとする。

2・3（略）

参照条文（特定法人事項変更届出に関する特例） ③

（特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合の特例）

第十四条 行政機関等が前条の規定による特定法人事項変更登記情報の提供を受けた場合における当該特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、当該特定法人事項変更登記情報が当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時において、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす。ただし、当該記録がされた時までに当該変更についての特定法人事項変更届出が行われていた場合その他主務省令・法務省令で定める場合は、この限りでない。

2 （略）

3 行政機関等は、前二項の規定により特定法人事項変更届出が行われたものとみなされたときは、主務省令・法務省令で定めるところにより、直ちに、当該特定法人事項変更届出対象法人に対して、その旨を通知するものとする。